

舞鶴市立池内小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

また、いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童を対象にしたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、すべての児童を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるとともに、児童生徒にかかわるすべての者が、児童のささいな兆候に対しても、いじめではないかという疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

舞鶴市立池内小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等の組織

1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。

「いじめ対策委員会」の役割は以下の通りである。

(1) 未然防止

* いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(2) 早期発見・事案対処

* いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口の役割

* いじめの早期発見・事案対処のため、いじめに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

* いじめに係る情報（疑われる児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった場合、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

* いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校基本方針に基づく各種取組

* 学校基本方針にもとづき取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

* 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、同方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策主任、人権主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

保護者や関係機関からいじめについての訴えがあったときや、深刻な場合、長期にわたる場合など、重大事態が発生した場合は、必要に応じて、以下の校外構成員を加え、「拡大いじめ対策委員会」を開催し、協議、対応する。なお構成員は、いじめの調査等に際して知り得たすべての個人情報については開示しない。いじめ対策委員会から退いた場合も同様とする。

校外構成員は次のとおりとする。

学校アドバイザー、PTA 本部役員代表、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

3 校内の「いじめ対策委員会」は月 1 回を開催し、緊急に必要があるときはこの限りでない。

4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
 - * 通報は、いじめ対策担当を窓口管理職や委員に即時に情報共有を行う。
 - * 臨時の委員会も含め、必ず、記録を残す。
- (3) 関係機関、専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - * いじめの加害児童に対しても、加害児童が抱える問題を解決するため、前担任等、関係者を広げて対応する。
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで発生している場合もあるため、

背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめは、どの児童にも起こりうるものであるとともに、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- * 言語活動の充実（月・火・木・金の昼読書を中心に読書活動の推進）
- * 自主学習活動の充実（火・水・木に全校一斉に取り組む朝学習）
- * 教室環境の整備（毎月11日に実施）
- * 少人数校の特性を活かした授業づくり、隣接学年との合同体育・合同音楽等、合同学習の実施

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- * 行事における配慮を要する児童を大切にした学級づくりの推進
- * なかよし班活動での異学年交流の充実し、世話をする自己有用感の育成
（4月…親睦遠足 10月…運動会 11月…大縄大会 1月…カルタ・百人一首大会）
- * 保幼小中連携の推進（6月・11月…幼小連携 2月…中学校体験入学）

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- * 体験活動の充実
- * 道徳科の授業・人権教育の充実（通年）
- * 児童会活動の充実（各学期1回ずつのあいさつ運動・全校遊び等）
- * 地域との交流活動やボランティア活動への参加
・舞鶴支援学校（1・2学期）・特別養護老人ホーム（通年）・池内幼稚園（1・2学期）
- * 規範意識、コミュニケーション能力の向上（通年）

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- * 人権旬間の取組（人権の授業参観を含む）11月下旬～12月初旬
- * いじめに関する授業の実施（道徳・人権教育を6月・11月）

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- * 校内研修の実施（年4回 4月 7月 8月 12月 他、必要に応じて実施）
組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の実施
- * 校外研修会への参加…参加教職員は校内研修会で復講（通年）
- * いじめ不登校対策会議への参加…参加教職員は校内研修会で復講（8月）

(6) 学校経営計画への位置づけ

- * いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組等）の実施状況を学校経営計画の評価項目に位置付

け、取組状況や達成状況を評価する。また、保護者用の評価やアドバイザー会議でも活用し、学校基本方針が適切に機能しているかについて検証する。その評価結果を踏まえ、PDCAサイクルを実行し改善を図る。

(7) 保護者・地域との連携

- * 地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、大人や教職員に分かりにくい場所や時間に行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童の示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

児童に対してのアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合があるため、児童に対して傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障害を含む障害のある児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- * 毎月の職員会議で子どもたちの様子について交流する。
- * いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する（欠席状況・理由の把握）。
- * 委員会で共有された情報については、全教職員で共有する。
- * 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施

児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものである。そして一方では、「でも気付いてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴き、迅速に対応することが必要である。（3学期）

- * アンケート調査 6月 11月
- * 聴き取り調査 7月 12月 3月

(3) 相談体制の整備と周知

- * 年3回教育相談週間を実施（7月、12月、3月）
- * 校内相談窓口の設置（校長・教頭・いじめ対策主任）
- * スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報の共有

- * 舞鶴市教育支援センター「明日葉」「いじめ相談室」、子ども総合相談センターとの情報の共有

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴く等、いじめの有無の確認を行い、組織的に対応方針を決定する。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。

いじめの解消は、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいることと被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該被害児童及び加害児童については、注意深く観察を行う。

- (4) 被害児童、その保護者への支援を行う。
- (5) 加害児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。

- * スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である。そのことを理解させることが必要であるので、ICT サポーターと連携し、携帯電話等の通信情報機器についてのモラルやその危険性に関する学習を実施する。(3学期)

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合）、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、児童の保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった場合をいう。
- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。
- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 4 調査結果を教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - * 研修会の実施（11月）
 - (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組を学校だよりやホームページ等で積極的に発信する。
- 2 関係機関との連携の推進
いじめ相談室、子ども総合相談センター、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。